

第10次計画(H28～R2)

第11次基本計画(国)

第11次計画(R3～R7)

<方向性>
1 産業界や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進

<基本的施策>
 (1)本道に強みのある分野における人材育成の推進
 (2)高度技術者等の誘致による職業能力底上げの促進
 (3)人手不足分野における人材育成の推進
 (4)生産性の向上に向けた職業訓練等の実施
 (5)産業人材としての外国人留学生などの外国人材の活用

産業構造・社会環境の変化を踏まえた職業能力開発の推進
 Society5.0の実現に向けた経済社会の構造改革の進展を踏まえ、IT人材など時代のニーズに即した人材育成を強化するとともに、職業能力開発分野での新たな技術の活用や企業の人材育成の強化を図る

<方向性>
1 新たな日常や地域・産業の課題、ニーズを踏まえた人材育成・確保の推進

<基本的施策>
 (1)本道に強みのある分野における人材育成の推進
 (2)高度技術者等の誘致による職業能力底上げの促進
 (3)地域の担い手となる人材育成・確保の推進
 (4)労働生産性の向上に向けたデジタル化への対応をはじめとする職業訓練等の実施

<策定のポイント>

- 食、観光といった北海道に優位性のある分野や、これを支えるものづくり分野などにおいて、社会情勢の変化等に対応できるスキルを持った人材の育成を推進する
- 首都圏等からのU・Iターンを促進し、高度技術者等の人材の誘致により、本道の技術力向上を図るとともに、道内への労働移動の促進を図る
- 持続可能な地域経済実現への取組を加速するため、コロナ禍で進展が見込まれるデジタル化への対応をはじめとした職業訓練等、様々な方法により、労働者一人ひとりの生産性を向上させる取組を進める

<方向性>
2 全員参加型社会の実現に向け、雇用のセーフティネットとしての機能を含むきめの細かい職業能力開発の推進

<基本的施策>
 (1)女性の活躍推進に向けた職業能力開発
 (2)若年者(ニート、離職防止含む)に対する職業能力開発
 (3)中高年齢者・高齢者に対する職業能力開発
 (4)障がい者に対する職業能力開発
 (5)非正規雇用労働者に対する職業能力開発
 (6)季節労働者に対する職業能力開発
 (7)雇用情勢に対応した(雇用のセーフティネットとしての)職業能力開発

全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発の推進
 希望や能力等に応じた働き方が選択でき、誰もが活躍できる全員参加型社会の実現のため、すべての者が少しずつでもスキルアップできるよう、個々の特性やニーズに応じた支援策を講じる

<方向性>
2 多様な働き手が活躍する全員参加型社会の実現に向けたきめの細かい職業能力開発の推進

<基本的施策>
 (1)女性の活躍推進に向けた職業能力開発
 (2)若年者(ニート、離職防止含む)に対する職業能力開発
 (3)中高年齢者・高齢者に対する職業能力開発
 (4)障がい者に対する職業能力開発
 (5)非正規雇用労働者に対する職業能力開発
 (6)季節労働者に対する職業能力開発
 (7)雇用情勢に対応した職業能力開発

<策定のポイント>

- 女性、若者、中高年齢者、障がいのある方等、全ての人が人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、個々の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供することにより、一人ひとりの能力の底上げを図る
- 世界を視野に入れた力強い経済の実現に向け、海外の優秀な人材の活用に向け、関係機関との連携により、留学生をはじめとした外国人の就業を支援する

国際連携・協力の推進

<方向性>
3 個人に合わせたキャリア形成の推進

<基本的施策>
 (1)在学中におけるキャリア教育の推進
 (2)労働者の主体的なキャリア形成の支援
 (3)企業などにおける人材教育の強化

労働者の自律的・主体的なキャリア形成の推進
 労働市場の不確実性の高まりや職業人生の長期化等を踏まえ、労働者が時代のニーズに即したスキルアップができるよう、キャリアプランの明確化を支援するとともに、幅広い観点から学びの環境整備を推進する

<方向性>
3 時代のニーズに即した労働者のキャリア形成の推進

<基本的施策>
 (1)在学中におけるキャリア教育の推進
 (2)労働者の自律的・主体的なキャリア形成の支援
 (3)企業などにおける人材育成の強化

<策定のポイント>

- 学校等関係機関と連携し、児童・生徒等に対し、ものづくり産業への理解促進を図るための啓発に取り組むほか、職業体験の充実にも努める
- 労働者が働きながら、計画的なOJTやOFF-JTを受けられる機会や自発的な職業能力開発に取り組める環境を確保し、労働者の実践的な職業能力開発を図るため、在職者訓練等の充実にも努める
- キャリアコンサルタントによるコンサルティングやジョブ・カード等の活用など、労働者の主体的な能力が開発されるよう取り組む

労働市場インフラの強化
 中長期的な日本型雇用慣行の変化の可能性や労働者の主体的なキャリア選択の拡大を視野に、雇用のセーフティネットとしての公的職業訓練や職業能力の評価ツール等の整備を進める

<方向性>
4 技能の継承・振興

<基本的施策>
 (1)若者のものづくり、技能への理解促進
 (2)技能尊重機運の醸成と熟練技能の継承

技能継承の促進

<方向性>
4 技能の継承・振興・普及促進

<基本的施策>
 (1)技能尊重機運の醸成
 (2)未来を担う技能者の育成と技能の継承

<策定のポイント>

- 技能士の社会的な地位向上及び待遇改善を図るため、技能を尊重する機運づくりを進める
- 次代を担う若者等に対し、ものづくり産業に関する理解を深める取組を進めるとともに、技能尊重機運の醸成や、産業活動の基礎となる優れた技能者・技術者の育成に努める